

介護老人保健施設ライブリィきぬかけ・通所リハビリテーション運営規程

(運営規程の設置の主旨)

第1条 社会福祉法人七野会が開設する介護老人保健施設ライブリィきぬかけ（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村との綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設における方針は「住み慣れた土地で生き生きと健康に暮らし続けるために、高齢者とその家族を支援する」ことを基本とし、具体的な方針は次のとおりである。

① 心身機能の維持回復にむけてのリハビリテーションを重視し、自立した健康な日常生活をめざす。

② 利用者の人権と人格を尊重し、利用者の立場にたったサービスを提供する。

③ 明るく家庭的な雰囲気の中で、個別生を尊重したサービスと、安全・安心・快適な生活を提供する。

④ 家庭と事業所をつなぎ、家族の介護を支援する。

⑤ 他の保健・医療・福祉とサービスのネットワークをつくりながら、在宅生活支援の一端を担う。

⑥ 地域に開かれた事業所を目指す。

5 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者及びその家族の了解を得ることとする。

(施設及び事業の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ライブリィきぬかけ
事業の名称 通所リハビリテーション
- (2) 開設年月日 平成12年4月1日
- (3) 所在地 京都市北区大北山原谷乾町127-1
- (4) 電話番号 075-466-5066 FAX 番号075-466-5733
- (5) 管理者名 斎藤 秀和
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(50180017号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令に定めるところによる。

	員数
管理者	<u>1名(兼務)</u>
医師	<u>1名(兼務)</u>
看護職員	<u>1名以上</u>
介護職員	<u>8名以上</u>
理学・作業療法士・言語聴覚士	<u>1名以上(兼務)</u>

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検査、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士は、入所サービス利用者及び短期入所療養介護利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、通所リハビリテーション利用者に対し、利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導・評価を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日～土曜日(1月1日～1月3日は休日とする)
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間：午前8時30分から午後4時
(但し、利用者の希望があれば所要時間が8時間以上を超えるサービスの提供は行える)

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、40人

(通所リハビリテーション計画の作成)

第9条 通所リハビリテーションの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望その置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所リハビリテーション計画を作成する。又、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿った通所リハビリテーション計画を作成する。

- 2 通所リハビリテーション計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。また、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付するものとする。
- 3 利用者に対し、通所リハビリテーション計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。又、居宅サービス計画及び通所リハビリテーションサービスの変更にもなって、通所リハビリテーション計画の変更を行い、利用者又は家族に対して、同意を得るとともに、その計画書を交付する。

(通所リハビリテーションの内容)

第10条 通所リハビリテーション内容は次のとおりとする。

(1) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

(2) 食事サービス

利用者の心身の状況に応じた、栄養バランスのとれた食事を提供する。

(3) 日常生活上の支援

利用者の心身の状況に応じ、移動、排泄などの支援を、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(4) リハビリテーション

利用者の心身の機能維持回復を図るために、機能訓練等を実施する。

(5) 健康管理

事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとる。

(6) 相談及び援助

常に利用者の心身の状況並びに家族の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助などを行う。

(7) 送迎サービス

心身の状態、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。

(利用者負担の額)

第11条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当

該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (2) 食費、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (3) (2)に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および金額に関して説明を行い、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

京都市北区、上京区全域、中京区の丸太町通以北の地域、右京区の丸太町通以北・府道29号以南・国道162号線以東の地域

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただくこととする。
- ・飲酒は、療養上不可でない場合には、希望にもとづき認めるものとする。
- ・火気の取り扱いは、特に必要と認められるもの以外は基本的に厳禁とする。
- ・敷地内での喫煙は原則として認めない。
- ・設備・備品の利用は、予め了解を得た上で使用するものとする。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、サービス利用に必要なものを除き、予め了解を得るものとする。
- ・金銭・貴重品の管理は、基本的に利用者の責任において行う。
- ・通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、緊急時を除き、施設の了解を得て行うものとする。
- ・信仰及び思想の自由は当然保障すべき権利であるが、施設内における宗教活動及び政治活動は禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、基本的に禁止とするが、必要な場合には予め許可を得るものとする。
- ・他利用者への「営利を目的とした行為」は禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(緊急時の対応方法)

第14条 職員は、通所リハビリテーションの実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、家族に報告するとともに、すみやかに主治医に連絡するなどの措置を講じ、管理者に通告しなければならない。

- 2 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、速やかに家族、居宅介護支援事業者と調整し、「緊急時及び事故対策マニュアル」に沿って誠実に対応するとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置につ

いての記録を行う。また必要な場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

3 サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかにかに京都市に報告する。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、施設の管理職の中から1名を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充て、各室等に明示する。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立ちあう。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるために、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、防火訓練を実施する。
 - ①防火教育及び訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
 - ②利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
 - ④必要に応じ、隣接する他の施設、地域住民と共同した訓練を実施する
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第16条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 通所者に対し、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力しあい、能率の向上に努力するように心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 事業者は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。職員は「社会福祉法人七野会 研修制度要綱」に基づく制度研修及び、年1回以上の研修を行うものとする。

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人七野会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第20条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は、飲用に供する水について、衛生

的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務）

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（虐待の防止）

第22条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるとともに、適切に実施するための担当者を置くものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 2 当施設は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 食事・レクリエーション等の提供するサービス内容について、連絡ノートや行事のお知らせ、サービス計画書の交付などによって、日常的に利用者本人及び家族に周知するものとする。
- 4 事業所はサービス提供の記録を5年間保管し、利用者、家族の求めに応じて閲覧可能な状態にしておくものとする。
- 5 事業所は利用者の意思を尊重し、統一した援助目標でサービス提供を行えるよう利用者・家族の承諾のもと、サービス提供上必要な連携を行う。
- 6 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人七野会・介護老人保健施設ライブリィきぬかけの管理委員会において定めるものとする。

付則

この運営規程は、平成12年4月1日より施行する。

一部改定	平成13年1月 1日
一部改定	平成13年4月1日
一部改定	平成15年4月1日
一部改定	平成15年10月1日
一部改定	平成16年4月1日
一部改定	平成17年4月1日
一部改定	平成17年10月1日
一部改定	平成18年3月1日
一部改定	平成18年4月1日
一部改定	平成19年4月1日
一部改定	平成20年4月1日
一部改定	平成21年4月1日
一部改定	平成22年4月1日
一部改定	平成23年4月1日
一部改定	平成26年1月21日
一部改定	平成27年4月1日
一部改定	平成30年4月1日
一部改定	令和3年4月1日
一部改定	令和5年4月1日